

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 24 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年8月24日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和5年3月4日 上益城郡益城町大字木 山地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	169,622円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和5年3月5日 上益城郡御船町大字田 代地内	個 人 (車両所有者) (車両運転者) 大型自動二輪車	165,980円	
3	令和5年5月23日 菊池市泗水町吉富地内	個 人 (所有者) ブロック塀	171,050円	
4	令和5年6月19日 球磨郡多良木町大字多 良木地内	シルバーカナイ 有限会社 (車両所有者) 普通乗用車	66,537円	